

令和6年12月
農業委員会議事録

開催日：令和6年12月25日（水）
場所：越谷市農業技術センター2階
研修室
開会時刻：午前 9時52分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 6年12月25日（水）

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	三ツ木 宗 一	出	8	豊 田 佳 樹	出
2	石 塚 健 造	出	9	小 林 博	欠
3	田 口 勲	出	10	中 島 満	出
4	坂 卷 慎 一	出	11	瀬 尾 守	出
5	白 鳥 みどり	出	12	金 子 繁 雄	出
6	山 崎 保 夫	出	13	小野寺 美佐子	出
7	荻 島 元 治	出	14	山 崎 明 美	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	小早川 久 夫	出	8	飯 高 進	出
2	川 上 政 己	出	9	齋 藤 晃 一	出
3	今 井 富士雄	出	10	鈴 木 喜 雄	出
4	林 信 雄	欠	11	川 上 嘉 夫	出
5	岡 安 昇 治	出	12	松 沢 浩 之	出
6	須 賀 英 夫	出	13	原 田 正	出
7	高 島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 関 根 正 和
統括主幹 上 原 誠
主 幹 増 田 れ み

（説明員） 開発指導課長 田 中 克 尚

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第4号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について

第5号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

第6号議案 目標地図素案について

③ 報 告

第1号報告 農地法第3条の3の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

第3号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

第4号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前11時02分

9. 会議の内容

局	長	皆様、おはようございます。定刻より前ではありますがけれども、皆さんおそろいになりましたので、始めたいと思います。本日は、お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。 これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。
会	長	開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。 おはようございます。ご苦労さまです。今年も今日を入れてあと1週間となりました。ここ1週間ばかり寒くなりまして、あと1日か1日半でうちもクワイ堀りが終わるのですが、ここのところ凍っているのです、朝掘るのにちょっと寒くてきついのですが、これが通常の温度ということで、平年並みだそうです。11月までかなり暑かったのが、急に寒くなったので、何だか体調がよくなって、この間、医者に行ったら、インフルエンザとコロナがはやっていて、学級閉鎖、学年閉鎖もあるらしいです。皆さん自分は大丈夫でも家族や、子供たちから風邪がうつったりするかもしれないので、体調には十分に気をつけていただければと思います。1月、2月は例年並みの寒さが来て、3月は暖かいという長期予報が出ていましたけれども、桜も3月に間違いなく咲いてしまう、そんな陽気かなと思います。 今年は非常に暑かったので、埼玉県でも高温障害の災害指定を出しましたが、越谷はそこに該当しなかったということで、残念ながら肥料と種の助成の対象に入っていないそうです。松伏とか吉川、隣は入っているらしいのですが、越谷では該当しなかった。春日部農林振興センター管内で10ヘクタールぐらいの面積が該当するのだそうです。実際米が取れないのに、高温障害の災害には該当しないというのは、ちょっと矛盾しているのかなとは思っておりますが、何でもそうですけれども、その対象になる調査方法によって該当するかもしれないという違いは出てしまうので、これはしょうがないのかなと思います。ただ実際に米が取れなかったのが越谷辺りではカメムシのせいだということになってしまうので、彩のかがやきが非常によくなかったとい

うことで、来年は何を作ったらいいのか悩んでおります。用水時期を少し早めてもらうとか、元荒川の会議があったので、話をしたのですが、4月にごみ流しのときに堰を張ることだったら可能だと。番水を早めて用水をやるということはちょっと難しいという話を聞きました。早く田植することはいいのですけれども、今度は農協のほうからの種の入手が間に合うのか間に合わないのか、そちらの関係もありますので、一概に水だけで済む問題ではなく、種も今は温度消毒ですから、その時期も早めてもらわないとできないということで、農協には確認していませんが、1週間早く田植をするにはほかのところとの調整してもらわないとできないというのが実情なので、実際どうなるか。最終的に8月の末の米の花が咲くのを早めることを考えて、田植を1週間ぐらい早めるということが今対策としてできることなのかなと思っております。実際どうなるか分かりませんが、何せ埼玉では暑さに強い米の種が一般の農家まで回っておらず、耕作の少ない方はコシヒカリとか彩のきずなで早めに終わってしまうからいいのですが、量をやっている人は、どうしても田植の時期が長くなる分、後半に植えたものが被害を受けたというのが実情ですので、今年こんな作柄なので、来年の米の作付をちょっと危惧をしております。

話はまとまりませんが、今年もあと1週間ありますけれども、体に十分気をつけて、新しい年を迎えていただければと思います。

話整いませんが、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

局 長

ありがとうございました。

本日は小林委員より欠席の旨、連絡がありましたので、ご報告いたします。出席委員は14名中13名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定により、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長

ただいまより開催いたします。

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、

統括主幹

私から4番の坂巻委員、5番の白鳥委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可についての1番について、事務局より説明願います。

議案書の1ページ及び2ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について説明いたします。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は1万4,924平方メートルです。通作距離は0.5キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人を含め3名です。

続きまして、2番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は6,801平方メートルです。通作距離は1.5キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人を含め2名です。

続きまして、3番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は6,296平方メートルです。通作距離は8キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人を含め2名です。

続きまして、4番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は2万3,105平方メートルです。通作距離は12キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人を含め4名です。

以上4件は農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

事務局からは以上です。

議長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について推進委員11番の川上委員、2番について推進委員13番の原田委員、3番について推進委員4番の林委員が欠席のため事務局、4番について推進委員3番の今井委員よりお願いいたします。

それでは、1番について、川上委員よりお願いいたします。

1 1 番推進委員
(川上委員)

1 番の件について説明します。

12月20日に現地を確認いたしました。申請地の現況は田で、農地と

議 長

1 3 番推進委員
(原田委員)

議 長

統 括 主 幹

議 長

3 番推進委員
(今井委員)

して適正に管理されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者についても問題はありません。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

続いて、2番について、原田委員よりお願いいたします。

2番の件について説明します。

12月20日、現地を確認いたしました。申請地の現況は田で、現地は農地として管理されております。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者についても問題ありません。

以上、報告いたします。ご審議よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

続いて、3番について、事務局よりお願いいたします。

本日、林委員欠席のため、事務局より報告いたします。

なお、現地は林委員に確認していただいております。

3番の件について説明いたします。12月20日に現地を確認いたしました。申請地の現況は田で、現地は農地として管理されており、違反に当たる工作物などはありませんでした。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者についても問題はありません。

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

続いて、4番について、今井委員よりお願いいたします。

4番の件について説明いたします。

12月20日に現地を確認いたしました。申請地の現況は畑で、適正に管理されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局ご説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者についても問題はありません。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議	長	ありがとうございました。 ただいまの説明について質疑はございませんか。
全	員	なし。
議	長	質疑がないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。 続いて、採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。 〔挙手全員〕
議	長	挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。 続きまして、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、事務局より説明願います。
統 括 主 幹		議案書の3ページを御覧ください。 第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について説明します。 番号、申請人氏名の順に読み上げます。 それでは、1番の概要ですが、転用目的は住宅敷地の追認です。転用理由といたしまして、このたび相続した実家建物の敷地の一部の地目が畑であることが判明いたしました。引き続き住宅敷地として管理使用していくことから、適当な敷地にするための申請です。 なお、令和6年12月10日付で今後は法令を遵守する旨の顛末書が提出されております。 また、線引き以前からの利用状況につきましては、当時の航空写真にて確認しております。 本件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。 事務局からは以上です。
議	長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を田口

3 番 委 員
(田口委員)

議 長

全 員
議 長

議 長

統 括 主 幹

委員よりお願いいたします。

それでは、1番の件について説明をいたします。

12月12日に現地を確認しております。申請地の現況は宅地、転用目的は住宅敷地の追認です。現地は既存の宅地部分と隣接しており、周囲には従前からコンクリートが設置されているため、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から5番について、事務局より説明願います。

議案書の4ページを御覧ください。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から5番について説明いたします。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は農地改良による一時転用です。借人は貸人から、申請地は田ですが、高齢になり水田としての耕作が困難になったため、道路面より約25センチメートル高く盛土して野菜を作りたいとの要請を受け、申請するものです。

なお、越谷市から令和6年11月14日付で農用地利用計画に適合している証明書が発行されております。

本件の農地区分は、農用地ですが、許可の例外規定、農地法施行令第11条第1項第1号イに該当し、農地改良の盛土による一時転用で工事が完了後は貸人に引き渡し、引き続き農地として耕作することから、営農の継続性があるものと考えます。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は駐車場の敷地拡張です。転用理由といたしまして、譲受人は平成28年に市内に医療法人を置き、主に外科、内科、循環器科、皮膚科、泌尿器科及び大腸肛門科の一般外来、専門外来及び入院治療を行う法人です。このたび歯科部門も開設し、現在敷地内にある駐車場及び賃借している駐車場が手狭になり、新たに駐車場を計画し、土地を探していたところ、申請地は本医院に隣接した場所で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

なお、令和6年11月7日付で駐車場の敷地拡張として農用地区域から除かれています。

本件の農地区分は第1種農地ですが、農地法施行令第11条第1項第2号ハの不許可の例外規定による既存の施設の拡張に該当するものと考えます。

また、資金や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は駐車場の敷地拡張です。転用理由といたしまして、借人は平成12年に市外に本店を置き、主に貨物自動車運送業を営む法人です。現在、賃借している駐車場が狭く、大型トラックの回転スペースが確保できず、自動車の出し入れをする際、道路を利用して、一般車両や歩行者の方に迷惑をかける状態で、新たに駐車場を計画し、土地を探していたところ、申請地は現在賃借している隣接地で、本社にも近く、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の親族の住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭になり、自己用住宅の建築を計画し、

議 長

1 0 番 委 員
(中島委員)

議 長

4 番 委 員

土地を探していたところ、申請地の近隣には小中学校や公園があり、両親の住む実家にも近く、将来子育てや両親の介護等、お互い協力し合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、手狭になり、子供を伸び伸びと育てられる十分な広さの戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は妻の母親の所有地で、借受けできることになりました。また、実家にも程近く、お互い助け合える最適の場所と考え、申請に及んだものです。

なお、令和6年2月2日付で住宅として農用地区域から除かれています。

以上、3件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について中島委員、2番について坂巻委員、3番及び4番について瀬尾委員、5番について三ツ木委員よりお願いいたします。

それでは、1番について、中島委員よりお願いいたします。

1番の件について説明します。

12月13日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は一時転用、農地改良です。周囲に排水溝を構築し、のり面で施工することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしく申し上げます。

ありがとうございました。

2番について、坂巻委員よりお願いいたします。

2番の件について説明いたします。

(坂巻委員)	12月12日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は駐車場です。北側出入口部分を除き周囲をコンクリートブロック及びメッシュフェンスを新設することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないものと判断いたします。 以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。
3番及び4番について、瀬尾委員よりお願いいたします。	
1 1 番 委 員	3番の件についてご説明いたします。
(瀬尾委員)	12月13日に現地確認をしております。申請地の現況は畑、転用目的は駐車場、敷地拡張でございます。既存の駐車場と接する北側の部分を除いた西側及び南側にコンクリートブロック及びネットフェンスを新設し、東側は既存のブロックを利用することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。 以上、ご報告いたします。 続きまして、4番の件についてご説明いたします。同じく12月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅であります。北側出入口及び宅地と接する部分を除いて周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。 以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。
5番について、三ツ木委員よりお願いいたします。	
1 番 委 員	5番の件について説明いたします。
(三ツ木委員)	12月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。南側出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを新設することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。 以上、報告いたします。ご審議よろしくお願ひします。
議長	ありがとうございました。 ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員 議 長	なし。 質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。
	続いて、採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。 〔挙手全員〕
議 長	挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。 続きまして、第3号議案の6番から13番について、事務局より説明願います。
統 括 主 幹	議案書の4ページ及び5ページを御覧ください。 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての6番から13番について説明いたします。 番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。 それでは、6番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、手狭になり、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は実家にも程近く、将来子育てや両親の介護等、お互い協力し合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。 続きまして、7番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の親族の住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、手狭になり、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は妻の祖母が所有する土地で、妻の実家にも近く、子育ての助力を得ることも可能で、親族に何かあった場合、すぐに駆けつけることができ、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。 続きまして、8番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は妻の実家にも程近く、将来子育ての協力や両親の老後の世話など、

お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、9番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は妻の実家にも程近く、将来の子育ての援助や両親の介護等、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、10番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、十分な居住空間の確保できる住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地近くには保育園や小学校があり、実家にも程近く、何かあったとき将来の介護等、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、11番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成2年に市外に本店を置き、主に一般貨物自動車運送事業を営む法人です。近年、顧客の増加に伴い、社員の増員及び車両の増車により、現在使用している車両置場及び積替え場所が手狭になり、新たに駐車場を計画し、土地を探していたところ、申請地は出入口に接する道路幅員が広く、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、12番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、借人は平成8年に市外に本店を置き、主に建物建設に必要な機材、足場等の資材の賃貸業を営む法人です。現在市内に資材置場を賃借していますが、昨今の建設業界の業績が好調で、資材が増え、新たに資材置場を確保するため土地を探していたところ、申請地は現在賃借している資材置場にも近く、幹線道路へのアクセスもよい場所で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、13番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、家財道具が増え手狭になり、子供を伸び伸びと育てられる戸建

議

長

て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は父の住まいにも程近く、困ったときなどすぐに駆けつけることができ、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

以上8件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性など立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、6番及び7番について小野寺委員、8番から11番について私から説明いたします。12番について田口委員、13番について石塚委員よりお願いいたします。

それでは、6番及び7番について、小野寺委員よりお願いいたします。

1 3 番 委 員
(小野寺委員)

6番の件について説明いたします。

12月12日、現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。北側には既存のコンクリートブロックが設置されており、西側にも新規で設置するため、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

続きまして、7番の件について説明いたします。

12月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。西側の出入口部分を除いて、周囲をコンクリートブロックで囲うため、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。よろしくお願いいたします。

議

長

ありがとうございました。

8番から11番について私から説明いたします。

まず、8番の件について説明いたします。

12月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。西側出入口部分を除き、周囲を新設コンクリートブロッ

3 番 委 員
(田 口 委 員)

議 長

2 番 委 員
(石 塚 委 員)

クで区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、9番の件について説明します。

同じく12月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。西側出入口部分を除き、周囲を新設及び既存コンクリートブロックで区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、10番の件について説明します。同じく12月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。南側出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを新設することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、11番の件について説明します。同じく12月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は駐車場です。東側出入口部分を除き、周囲を新設及び既存コンクリートブロックで区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

12番について、田口委員よりお願いいたします。

それでは、12番の件について説明します。

12月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は資材置場です。西側の出入口部分を除き、周囲には既設のコンクリートブロックが設置されていることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

13番について、石塚委員よりお願いいたします。

13番の件について説明します。

12月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。南側出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを新設することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上報告します。審議のほどよろしくお願いします。

議 長	ありがとうございました。 ただいまの説明について質疑はございませんか。 中島委員。
1 0 番 委 員 (中島委員)	8番と13番の件についてお伺いしたいです。まず8番ですが、こちらは路地状の幅員が分からないのですけれども、このクランクで自動車が回転できるのかどうか。 あと、その中間の水路脇に農地が残るのではないかと思いますのですけれども、宅地との間に。こんな土地を残していいのかどうか。 この2点、この件については質問したいと思います。 あと、13番については、もともとの道路を、さらにセットバックして6メートルぐらいになっているのかなと思うのですけれども、なぜわざわざこの宅地について路地状敷地になっているのか、何かそこに理由があるのではないか、この点について教えていただければと思います。 ちょっといきなりだったので、すみません。前もって言うておけばよかったのですけれども。
統 括 主 幹	まず、8番に関しましては、まだ申請が出ていませんが、奥のほうで別の住宅が予定されていると思うのですが、そちらの路地状部分を含めて協定道路といいますかそういう形になるのかなというところでございます。
1 0 番 委 員 (中島委員)	はい、分かりました。あと13番です。西側は1.35メートルセットバックしていますよね。これはきっと採納しているのだと思うのですけれど。
開発指導課長	西側も南側も道路後退が発生します。
1 0 番 委 員 (中島委員)	なのに何でまた路地状というか旗ざおにしているのか、そこがちょっと理解できなかったのです。
開発指導課長	あくまで開発許可する基準は敷地面積だけですので、敷地設定までは分かりかねます。
7 番 委 員 (荻島委員)	旗ざお状にした理由は、排水関係ではないかと思うのですけど。西側の川は用水ですので直接排水を流せないですよ。一旦側溝に落と

議長
10番委員
(中島委員)

議長
全員
議長

議長

統括主幹

すために南側道路際まで排水管を持っていく必要があるのではないかと。

よろしいですか。

はい。

ほかに。

なし。

ほかにないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第4号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局より説明願います。

農用地利用集積計画の根拠法である農業経営基盤強化促進法が改正され、農用地利用集積計画は、法の本則から削除されました。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定により、令和5年4月1日の施行日から起算して2年を経過する日までは、従前の例により新たに定めることができることとされています。このため施行日以前の旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定に当たり農業委員会にご審議をお願いするものです。

それでは、議案書の6ページから8ページを御覧ください。

第4号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について説明いたします。

番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、期間の順に読み上げます。

1番、面積は4,369平方メートル、再設定で、期間は10年です。

2番、面積は494平方メートル、再設定で、期間は10年です。

3番、面積は1,385平方メートル、再設定で、期間は10年です。

議
全
議

長
員
長

4番、面積は2,756平方メートル、再設定で、期間は10年です。
5番、面積は1,465平方メートル、再設定で、期間は10年です。
6番、面積は9,945平方メートル、再設定で、期間は10年です。
以上6件の計画案は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり決定いたします。

続きまして、第5号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について、事務局より説明願います。

統 括 主 幹

これまでの農地の貸借というと、地権者と耕作者が直接相対で貸借をしていた農用地利用集積計画と、中間管理機構が地権者から借りて耕作者に配分する農用地利用配分計画の2つに分かれていました。しかし、令和5年度から2つに分かれていた制度を同時に行う農用地利用集積等促進計画に統一化されました。統一化されたといっても、令和7年3月31日までは農用地利用集積計画も制度としては残ります。

この農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくもので、同法第18条第3項の規定により、農地中間管理機構がこの計画を定める場合には、農業委員会の意見を聞くものとされています。農地中間管理事業の農地の貸し借りについて申し上げますと、まず利用権設定の制度の下で、埼玉県農地中間管理機構の指定を受けている埼玉県農林公社が、地権者から農地を借り受けます。次に、埼玉県農林公社が地権者から借り受けた農地を、借受け希望者に転貸することを定めるのが、この農用地利用集積等促進計画になり

議長	議長
全議	員
議	長

幹 主 括 統
長 議

統 括 主 幹

議長

では、今これを農業委員会でやっているけれども、実際それが中間管理機構に移ると、その制度が今集積したところは賃料は払うようになっていくけれども、同じ中間管理機構が入ったときに、実際に相対

以上２件の農用地利用集積等促進計画（案）で設定する農地は、全てを効率的に利用し、耕作等を行うこと、周辺の農地利用への影響がないこと、必要な農作業に常時従事する者を考慮して作成されており、各要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

ちょっといいですか、事務局に。

これは管理機構が入っているけれども、集積する場所ではないから
これ使用料が田んぼの場合、ゼロになっているのだよね。

そうですね、使用貸借ということですから。

これがいずれ中間管理機構に全部入ることになって、この今の方式は残るのですか。

集積とかが入っているところは、地域で定めた賃借料で、一定額でやっていると思うのですが、そこが定まっていないところは相対の金額で、中間管理機構にも賃借料の設定に関しては、いろいろ意見をいただいているところなのですが、今のところ相対で決まっている金額は、中間管理機構も一応認めてくれている形になっています。集積のところとはちょっと地代に差があるところもあります。

では、今これを農業委員会でやっているけれども、実際それが中間管理機構に移ると、その制度が今集積したところは賃料は払うようになっていくけれども、同じ中間管理機構が入ったときに、実際に相対

統括主幹
議長

と同じような利用権という形でやれるのかどうか、その辺を危惧しているのです。

その貸借のところもあるみたいです。

例えばの話、増林の集積が始まりますけれども、そこを今、相対でやっているのはただなのだけれども、これ集積が入って、そこでやると、ただだったものが結局賃料を払うようになるのですよね。だから、冒頭挨拶で言ったけれど、高温障害のような災害時に地主さんが自分で作っていれば被害はその地主さんが受けて、収入は減るわけですが、借りている人は、汗かいて赤字になるわけです。今回非常に危惧しているのが、この暑さでお米が取れないのに、お金は地主さんは何の影響もないわけです。だから、そういうことになってくると、今は担い手がただでやっているところを、今度はお金も払わなくてはいけないという方向になってしまう。その辺やっぱり大体集積したところを請け負うのは大手さんなので、大手さんになるとかなりの面積になるとやっぱり田植の時期が長くなる。長くなればおのずと遅い口が今回みたいな高温障害とかそういう被害が受けやすいのだけれども、地主さんには何の影響もないということなので、やっぱりその辺は少し農業委員会としても中間管理機構にそういう方向性の話もできるように、一応提案はしていただきたい。実際やっている身として、お米が取れなくても地代は払わなくてはいけない。減収でも払うというのが、地主さんが自分で作れば個々に被害があったわけなのだけれども、それを受け手が全部被害を受けてしまうというのは、いいようで悪いような、そんな気がしますので、一応農業委員会としてそういう意見を報告していただければありがたいと思います。

ほかに質疑はないようですので、終結いたします。

続いて、本計画に対する意見はありませんか。

全
員
議長

なし。

意見はないということでございますので、続いて採決を行います。

原案のとおり賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議

長

挙手は全員でございますので、意見なしと決定いたします。

続きまして、第6号議案 目標地図素案について、事務局から説明願います。

局

長

では、目標地図素案について説明いたします。

皆様の机に、目標地図の素案を置いてあります。一番上に市全体の区域図の案があつて、その後に①から⑪までの地区の、⑪番を除く区域ごとの地図をお配りしています。集積事業をやっている地区については、きれいに担い手ごとの色が塗られているのですが、それ以外については、9月の会議のときにお話ししたように、目標地図の作成は行つても、ちょっとまだ担い手を完全にきれいに整理することは、今、越谷市の場合はできない状況です。しかし、来年度から地域計画に基づいていろんな支援が行われるようになった場合、目標地図に位置づけられないことによって不利になってしまうというところで、越谷市としては、農用地区域の中で認定農業者が所有している農地、所有がない場合は利用権設定地ということで、その地図は基本的にその考え方で全部作っております。ですから、認定農業者さんが農用地区域内に持っている土地を色分けして落としてあります。集積地以外は一応そういった形で、ここはちょっと分かりやすいように担い手さんの名前と実際の土地をそれぞれの地図で凡例で示して落としてあります。

⑪番の西新井・長島集積地区については、現在農業振興課で調整中のため、今日はお配りしていないのですが、集積事業として地元の合意を得るものですので、ほかの集積事業地と同様に、その農業振興課のほうで出来上がった集積事業の地図がそのまま目標地図になりますので、そこについては本日はお示しはできないのですが、そういったことをご承認いただければと。

集積事業のほうでまとまれば、それは集積事業としてまた皆さんに地図をお示ししますので、そのときに御覧いただければと考えています。この地図、これはもう出発第1弾としてこういった最低限の担い手さんの所有地だけをまず落とした形で越谷市の場合は出発しようと

思っているのですけれども、今後の作業のイメージとしては、市、それから農業委員さん、推進委員さんの協力を得て、この現況地図を今後来年度から充実させていって、担い手が誰だか分かるような現況図を作って、集積地以外でも少しずつ集積を進めていき、効率よく耕作できる圃場を整えていくということで、また来年度以降のスケジュールは、農業振興課のほうで調整中なのですから、毎年1回必ず更新して、充実を図っていくということで進めていければと考えています。

一応この形で、本日皆さんの承認を得られれば、その後、越谷市、すなわち農業振興課のほうでその他の関係機関の意見を聞き、計画と併せ縦覧、公告を行い、策定していくという流れになります。その中で軽微な変更とかは、ご本人の意向を確認しながらはあるかもしれないですけれども、基本的にこの地図のとおりでいくということでご承認いただければと考えております。

ちょっと雑駁な説明なのですから、ご質問等あればお願いいたします。

以上です。

議長 ただいまの説明について何か質問等、どうですか、質問はないですか。

全員 なし。

議長 質問等が出ないようですので、ここで質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議長 挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定いたします。

続きまして、報告でございます。

事務局よりお願いいたします。

統括主幹 それでは、報告させていただきます。

議案書の11ページから12ページです。第1号報告 農地法第3条の

議

長

3の規定による届出の受理について、3件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。

議案書の13ページになります。第2号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について、4件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。

続きまして、議案書の14ページから15ページです。第3号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について、10件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。

第1号報告、第2号報告及び第3号報告についての届出は、添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決によりこれを受理し、通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の16ページです。第4号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。本件は、農地の賃貸借契約の合意解約です。今回1件の通知がありました。内容につきましては、記載のとおりです。

報告事項は以上です。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、1月24日金曜日、午前10時からこの会議室で行います。

局

長

会長、ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、荻島職務代理からご挨拶をお願いいたします。

職 務 代 理

本日は農業委員会会議に出席、ご苦労さまでございます。今年も残すところあと5日、6日となってまいりました。インフルエンザ、コロナもはやっていますので、体に気をつけてよいお年をお迎えの上、来年の1月24日の農業委員会には出席をよろしく願います。本日はご苦労さまでした。

局

長

ありがとうございました。

本日の総会につきましてはこれにて閉会といたします。

(閉会時刻：午前 11 時 02 分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和6年12月25日

議 長

署名委員

署名委員